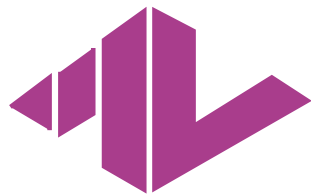


都留

市議会だより



第124号 平成14年8月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎ (43)1111 郵便番号402-8501



夏の日差しをあびて元気いっぱい! (旭小)

六月定例会会期日程

6月7日

本会議

(開会)

◎諸報告

◎議会運営委員長報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎市長上程議案の説明並びに所信
表明

◎専決処分報告

◎議案及び請願の委員会付託

6月13日

本会議

◎一般質問

6月17日

総務常任委員会
社会常任委員会

6月18日

経済建設常任委員会

6月21日

本会議

◎常任委員長報告

◎議案審議

◎正副議長選挙

◎常任委員会委員及び議会運営委員
会委員の選任について

(閉会)

六月定例会は、六月七日招集され、会期を二十一日までの十五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例改正案八件、補正予算案二件、人事案件三件、承認六件、その他二件が上程され、原案どおりそれぞれ可決、同意、承認されました。

議会関係としては、条例制定案一件、規則の改正案一件、その他一件が上程され原案どおり可決され、今議会提出の請願三件が上程され、慎重な審査の結果三件が採択され、これらの請願による意見書案三件が提出され、それぞれ可決されました。

また、安田久男議長、上杉 実副議長の辞職に伴い正・副議長の選挙が行われました。

続いて各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任が行われました。

市長の所信表明



小林義光市長

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

最初に、過日、本市職員の起こしました、飲酒運転による交通事故につきましましては、飲酒運転の撲滅のため市民の模範となるべき者としてあってはならないことであり、行政によせる市民の信頼と期待を裏切る大変残念な事故でありました。今後は、全職員深く反省すると共に、決意を新たに一九と

なり、行政によせる市民の信頼と期待を裏切る大変残念な事故でありました。今後は、全職員深く反省すると共に、決意を新たに一九と

なり、行政によせる市民の信頼と期待を裏切る大変残念な事故でありました。今後は、全職員深く反省すると共に、決意を新たに一九と

てまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

新世紀の扉が開かれて二年目をむかえた現在、我が国経済は先行きの不透明感や不安感がぬぐえず、依然として低迷が続く財政は極めて厳しい状況にあります。

さらに、少子高齢化や国際化、また高度情報化等の進展は、社会・経済などあらゆる分野での構造や組織、システムや手法の変革を求めており、地方自治体の経営も、また取り組むべき課題も例外ではありません。

このような変革の時代に、市民の期待と信頼に応えながら、限られた財源・資源を最大限に活用し、個性豊かで活力に満ちたうるおいのあるまちづくりを進めていくためには、時代の潮流に対応した行財政経営を確立していく必要があります。このため本年度、新たな行財政改革大綱及び実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、自己決定、自己責任を基本とした本格的な地方分権時代を迎え、いかに住民が住んで良かったと実感でき、住むことに誇りと自信の持てる地域づくりを進めていくのか、知恵比べの時代となっております。

このような中、市の活性化を図り、新たなまちづくりを進めていくためには、より広い分野からの情報や提言を取り入れることが必要であるとの認識から、この度、経済界や地方行政において活躍され、また、各界に幅広い人脈を持つ都留市に縁のある二名の方に政

策アドバイザーをお願いしたところであります。

企業や人材の誘致さらに大学を取り巻く様々な問題、また個性あふれるまちづくり等に、行政が持つていない様々な視点からのご意見や新鮮な情報等をいただけるものと期待しております。

また、市民の皆さん自らが参加・参画から協働へと、まちづくりに積極的にいかかわっていただく「協働のまちづくり」を推進し、真の意味での市民自治を確立し、互恵・共生社会、持続可能な定常型社会を構築していくことこそ、二十一世紀の自治体に求められる姿であると考えてます。

女性政策塾について

こうした中、都留市男女共同参画基本条例に基づき、女性の政策決定の場への参画やエンパワーメントの向上などの支援を目的とした「女性政策塾」が、四月から二十名の塾生が集い開講いたしました。塾は、毎月一回、年間を通して開催し市職員が講師となり、行政の組織や役割、また直面する課題や新たな施策に関する情報等を積極的に提供する中で意見交換などを行うほか、外部から講師を迎え、エンパワーメントの向上やまちづくりと女性の関わりなどの講座を開催してまいります。

この「女性政策塾」をスキルアップの場として、それぞれの塾生が有効に活用し、研鑽をつんでい

ただき、女（ひと）と男（ひと）が共に認め合い、知恵と力を出し合う地域づくりを実践する一員として、ご活躍を願うものであります。

次に、本市では、持続可能な循環社会を構築するため、平成十一年に「都留市環境保全行動計画」人・まち・自然にやさしい「グリーンアクション」を策定し、その一環として平成十三年三月には、「都留市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境保全や温室効果ガスの抑制に向けて、公用車や公共施設の冷暖房燃料の節約、電気の使用量の削減等に取り組んでおりますが、このたび、新たに、本市の特性を生かしたエネルギー政策を推進するため、新エネルギービジョンを策定してまいります。

このビジョン策定は、新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成を得ておこなうもので、新エネルギーに関する先進事例や技術情報の収集、本市の新エネルギーの賦存量や利用の可能性を把握し、本市にふさわしい利用形態や具体的プロジェクトを検討するものであります。

国民健康保険

120577

国民健康保険は、国民皆保険を支える中核的な医療保険制度として、地域医療の確保と住民の健康の保持増進に大きく貢献しているところであります。

しかしながら、国民健康保険制度を取り巻く情勢は、少子高齢化の進展や長引く景気の低迷により、老人医療費を中心とする医療費の増加や被保険者の負担能力の低下など、その事業運営は極めて厳しい状態が続いております。

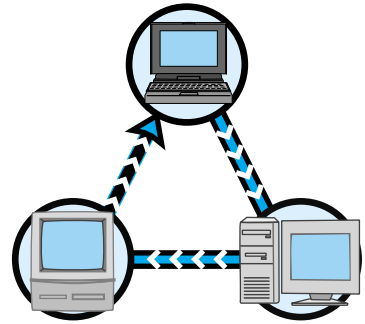
こうした中、国においては、平成十三年一月の制度改正に続き、本年十月および来年四月に、将来にわたり安定的で公平・公正な制度の確立を図っていくため、給付と負担の見直しなどを盛り込んだ医療保険制度の改正が行われる予定となっております。

このため、本市におきましても近年の医療費の伸びに対応した保険料の確保を図り、国民健康保険財政の安定化と平準化を計画的に行っていくため、国の動向を注視しながら、国保運営協議会等で十分な論議を重ね、本市の国保会計の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

住民基本台帳ネット ワークについて

現在、国において全国の市町村の住民基本台帳と都道府県・指定情報機関をネットワークで結び、電子政府・電子自治体の基盤づくりを進めております。この住民基本台帳ネットワークシステムは平成十四年八月から一部稼働し、平成十五年八月に全部稼働する予定になっており、このシステムを運営するために、住民票に記載した住民コード（十一けた）を八月

頃から市民の皆様にお知らせしてまいります。



介護保険制度 について

老後の大きな不安要因の一つである介護を社会全体で支え、高齢者の自立を支援することを目的とした介護保険制度が平成十二年四月にスタートしてから丸二年が経過いたしました。

本市における三月末現在の六十五歳以上の被保険者六千五百九十三人のうち、要介護認定が必要と予想した六百九十人に対して六百六十人、九五・七パーセントの方が既に認定を受けております。基本的には平成十二年三月に策定した介護保険事業計画に沿っており、円滑にサービスの提供を行っているとところであります。

介護保険サービスの利用の内容であります。在宅サービスが予

想を上回る伸びを示し、また制度開始当初、平均三割程度にとどまっていた各要介護度ごとの利用限度額に対する利用率も、本年二月利用分で五六・二パーセントにまで伸びてきております。

一方、施設サービスにつきましては、広域圏内に施設整備が進まなかったことから、利用者数は、ほぼ横ばいとなり施設入所待機者を在宅サービスが支える形となっております。

なお、施設整備につきましては、ショートステイ・デイサービスセンターを併設する、定員六十名の特別養護老人ホームの建設が、現在、来年四月のオープンを目指し東桂地内において進められているところであり、本市の施設介護の充実が図られるものと考えております。

また、本市では制度開始当初より、低所得者対策として独自の利用助成を行っているとところでありますが、制度の浸透と共に利用者及び利用量とも増加し、平成十三年度は百二十四人、二百八十六万九千円の助成実績となり、対前年度比、人数で十パーセントの増、金額では約二倍の伸びとなっております。

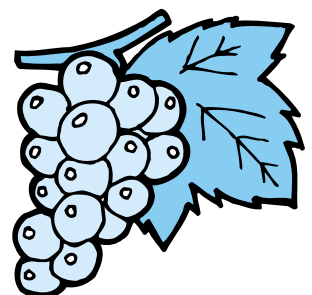


また、この介護保険制度における六十五歳以上の方の介護保険料の額は、三年ごとに見直されることとされていることから、現在、平成十五年以降の、新たな介護保険料を定める基礎となる、介護保険事業計画の見直しを行っているとところであります。

在宅サービスの順調な伸びと施設整備の進捗状況から、現行の基準月額二千四百九十九円の増額は止むを得ないものと予想されることとありますが、介護を必要とされる方が安心して介護サービスを利用していただけるよう、また、介護保険ばかりでなく、それを包含する老人保健福祉、ひいては「人にやさしいまちづくり」を実現するために、本市にとって必要最低限の額となるよう、公募委員を含む介護保険運営協議会の皆さんにご検討いただいているところであります。

また、高齢者のインフルエンザ感染による治療の長期化及び重症化が社会問題になっており、個人予防の積み重ねで集団の感染を防止するため、国においてインフルエンザを新たに二類疾病と位置づけ、昨年十一月七日予防接種法が改正されたところであります。

これに伴ない、本市におきましては予防接種を勧奨するため、一人二千円の公費負担を行う専決補正予算を、昨年十二月議会において承認いただいたところでありますが、本年一月までに接種された方は、三千二百九十名であり、約五十パーセントの接種率となっております。このインフルエンザ予



防接種は毎年行われるものであり、発病による苦痛等を解消するため、より多くの方に接種を受けていただくようお願いするものであります。

また、介護状態にならないようにするための介護予防対策も大変重要でありますので、「ウエルネスアクションつる」の取り組みの一つとして、閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消と要介護状態におちいらず、元気で長生きできるように、リハビリテーションや健康チェックなどを行い、病気の予防と健康増進を図ることを目的とした「いきいきリハビリサロン」事業を谷村地区を新たなモデル地区として実施してまいります。

さらに、本年度新たに障害者手帳を有する四十歳から六十四歳までで上下肢、体幹機能に障害がある方に、身体機能の維持・回復や日常生活の自立と社会参加を目指すことを目的とした、生活訓練事業「いきいき生活クラブ」を実施してまいります。

議長に 小倉康生氏 副議長に 奥秋くに子氏

六月二十一日の本会議において、安田久男議長から辞職願いが提出され、これに伴い議長の選挙が行われました。

その結果、議長に小倉康生議員が当選いたしました。

続いて、上杉 実副議長から辞職願が提出され、これに伴い副議長の選挙が行われました。その結果、副議長に奥秋くに子議員が当選いたしました。

正・副議長就任ありさつ

市民の皆様には、平素から市議会に対して多大なるご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

私たちは、去る六月二十一日の定例会におきまして、議員各位のご推挙をいただき議長及び副議長の要職に就任いたしました。誠に身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さを痛感いたしております。今後は職責の重要性を深く認識し、民主的で円滑な議会運営と市政の発展に一層努力を傾注してまいりる所存でありますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、昨今日本を取り巻く社会・経済情勢は、今なお厳しく、長引く経済不況に加えて、地球温暖化問題、教育にかかる諸問題、高齢社会への対応、そして高度情報化社会の進行等課題が山積しております。

また、地方分権の進展に伴い、地方公共団体は、自己決定・自己責任の原則に基づき、諸課題に積極的に取り組んでいくことが今まで以上に求められており、市民の代表である議会の果たすべき役割が飛躍的に拡大してきております。

市議会といたしましても能率的、建設的な議会運営に努め、健全で活力あるまちづくりに積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様方の一層のご理解とご協力賜りますようお願いいたします。就任の挨拶といたします。



奥秋くに子副議長



小倉康生議長

常任委員会・議会運営委員会

平成十四年六月二十一日改選

六月の定例会で新委員の選出が行われ、常任委員会・議会運営委員会の委員が決まりました。

総務常任委員会 (七人)

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 志村 弘 |
| 副委員長 | 小林 義孝 |
| 委員 | 中込 栄重 |
| 〃 | 赤沢 康治 |
| 〃 | 上杉 実 |
| 〃 | 米山 博光 |
| 〃 | 武藤 朝雄 |

社会常任委員会 (七人)

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 郷田 至 |
| 副委員長 | 藤江 厚夫 |
| 委員 | 谷内 秀春 |
| 〃 | 安田 久男 |
| 〃 | 山本日出夫 |
| 〃 | 奥秋くに子 |
| 〃 | 国田 正己 |

経済・建設常任委員会 (八人)

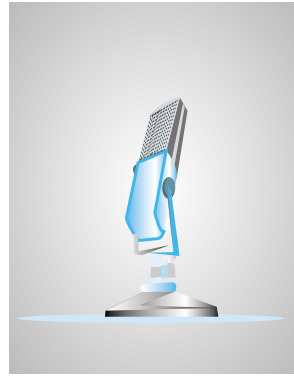
- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 近藤 明忠 |
| 副委員長 | 熊坂栄太郎 |
| 委員 | 谷内 久治 |
| 〃 | 加藤 昇 |
| 〃 | 小倉 康生 |
| 〃 | 小侯 武 |
| 〃 | 小侯 義之 |
| 〃 | 小林 司 |

議会運営委員会 (七人)

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 小侯 武 |
| 副委員長 | 武藤 朝雄 |
| 委員 | 志村 弘 |
| 〃 | 上杉 実 |
| 〃 | 加藤 昇 |
| 〃 | 近藤 明忠 |
| 〃 | 安田 久男 |

一般質問

六月十三日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



有事法制について

問 小泉内閣は「備えあれば憂いなし」として、有事法制

三法案Ⅱ武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案Ⅱを国会に提案し成立をめざしています。

国会では「武力攻撃事態」とはなにか、などをめぐって論戦が展開され、地方公聴会も開かれています。

国会論戦のなかでは、第一に三法案が海外での自衛隊の武力行使に初めて道を開くものとなっていることが明らかになりました。武力攻撃事態法は「わが国に対する武力攻撃」が「発生した場合」だけでなく、「おそれのある場合」

小林 義孝 議員

志村 弘 議員

「予測される場合」を含めて「武力攻撃事態」と規定し、それへの「対処措置」として、自衛隊が「武力の行使」などができることになっていきます。

ソ連の崩壊後、各国は軍事費の削減をすすめており、いま行われているサッカーのワールドカップにみられるように、アジアにおける政治の流れは平和が基軸であり、いま日本を侵略する国を想定することはできません。もし、日本が戦争を想定したら米軍の戦争に巻き込まれることです。まさに三法案はこうした事態を想定し、自衛隊が参戦できる仕組みをつくらうというところに本当の狙いがあります。

第二に、三法案は、こうしたことを前提に、国民の人権や自由をふみつけにして強制動員をする戦

時体制の確立を含んでいます。すべての国民に戦争への協力が義務づけられます。医療、土木建設、輸送などに従事する民間人には、業務従事命令が出されます。取り扱った物資などの保管命令が出せ、命令違反者には懲役などの罰則が科されます。自治体や指定公共機関の権限も制約されます。市民生活が著しく侵害されることは必定了です。

こうしたなかで、防衛庁が情報公開法による資料請求者の身元調査を組織ぐるみでおこない、国民を監視していたことが明らかになりました。有事法制の実行者である防衛庁が、国民を守るどころか、国民を警戒し監視するなど、国民敵視の危険な体質を持っていることが明らかにされたのです。

こうした有事三法案の内容と、その実行部隊である防衛庁の危険な体質からみても三法案は廃案しなくてはなりません。各界から反対の声や慎重審議を求める声が上がっているのは当然です。地方公聴会では与党側の公述人からも不安や批判が続出しています。私は市長に、平和憲法と地方自治、市民生活を守る立場から、三法案に反対の態度表明を求めるものです。

答 我が国の平和と独立を守り、有事において国民の生命・身体・財産を守るといふ、固有の使命を完遂するため、政府は有事法制三法案として、安全保障会議設置法の一部を改正する法

律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしました。

現在、各地において公聴会が開かれておりますが、国民の意見を十分聴取する中で、実りある議論を進めていただきたいと思います。

平和と独立は国民が主体的に作り出し、維持していくものであり、また、有事についての法制は国の存立にかかわる基本政策であり、すので、法が整備されることによつて、はじめて日本は対内的にも対外的にも「責任国家」として認められるものと考えております。

しかしながら有事法は、平時とは異なる法的統制を国民に加え、また、より広範な権限を国家机关に付与するものでありますので、それらはいくまで合法的に立法、行政、司法を規律するものでなければならぬと共に、国民の十分な合意が必要であると考えております。

現在、三法案は国会において審議されておりますが、憲法の範囲内で国民の生命・身体・財産を守る責務とは何か、また、何が国益なのかを含め原点に返って慎重に審議され、国民合意のもと整備されるよう、今後とも関心を持って注視してまいりたいと考えております。

市町村合併のデメリットについて

問 今月の広報にも、合併について政府資料にもとづくメリットが掲載されています。市長

は「メリット・デメリットの情報を提供し市民の総意にもとづいて判断する」ということを繰り返しのべていますので、いざれデメリットも掲載されるものと思いますが、すくなくともこれまでは市の判断によるデメリットについては触れていません。いつ掲載されるのか、今後の予定を明らかにしていただきたいと思います。

政府の誘導策に乗らず、独自の道を歩んでいる自治体の言い分には傾聴すべきものが少なくありません。あるいは実際に合併したところで「聞いて極楽、見て地獄」という意見もあり、明らかに行政の存在が薄くなったとか、周辺地域の過疎化がすすんでいる、負担が重くなったなどの事例も報告されています。

たとえば、交付税の普通交付税は合併後十年間は現在の額が保障されますが、合併特例債を利用した場合、返済がピークに達するころから減額されはじめます。合併をおおる論議のなかで示される試算は合併後十年までです。すくなくとも二十年後までは試算すべきではないでしょうか。

合併でなく自立の道をとる長野

県の過疎の山村、秦阜村の松島貞治村長は「貧乏と貧乏が合併しても、きわめつけの貧乏になるだけ」と語っています。財政規模が大きくなることと、財政力が強くなることはまったく別問題です。

こうした試算を市が進めているかどうか、市民に冷静な判断を求めるためには、客観的なデータが必要です。市はこうした調査をされているかどうか、いつ市民に提示するのか、実際のところを明らかにするよう答弁を求めます。

答 本格的な地方分権時代の到来により、各地方自治体は自己決定・自己責任をキーワード

に、それぞれの地域のまちづくりに大きな責任を果たして行かなければなりません。

少子高齢化や高度情報化、また国際化や環境問題等へ対応し、多様化・高度化する市民ニーズに的確かつ迅速に responding するためには、基礎的自治体としての行財政基盤の強化や体制の整備、統治能力の向上を図ることが緊要な課題となっております。

国において、平成七年以降「市町村の合併の特例に関する法律（いわゆる合併特例法）」の改正が数次にわたって行われ、様々な支援策が打ち出されておりますが、この合併特例法の期限は、平成十七年三月であり、残すところあと三年を切っております。

このような状況の中、三千二百

ある二千二百二十六の市町村で、合併協議会や研究会等を設置して市町村合併に向けた検討が進められており、県内でも、二地区八町村で合併協議が整い、六地区二十七町村で協議会が設置され検討が進められております。

平成の大合併ともいわれる今回の市町村合併が、過去の「明治・昭和の大合併」と大きく異なる点は、過去の合併が、国の要請・主導のもとに全国一律に進められたのに対し、住民主導で、地域の実情を踏まえた自主的な合併を基本に、将来を自ら判断して進めていくということにあります。

都留市におきましては、本年度時代の潮流に対応した行財政経営を確立していくため、新たな行財政改革大綱及び実施計画を策定し、国の税財源を含む様々な制度改革を視野に入れながら、中・長期的な展望に立ち、主体的な行財政経営が出来るよう努力を重ねてまいります。

市町村合併につきましても、二月六日から二十二日まで、市内九地区で自治会を代表される方々と合併をテーマとした「未来を拓く都留まちづくり会議」を開催し、住民と最初の意見交換をしたところでありますが、今後も市民の自主判断が可能となるような十分な情報提供をしてまいりたいと考えております。

そのような中、四月より広報で、「市町村合併を考える」シリーズを

掲載しておりますが、これまで、市内の日常生活圏、合併協議の背景、国の資料に基づく、合併によるメリットとしての期待される効果と、デメリットとしての心配される点について紹介してまいりました。

今後、庁内に設置いたしております職員による合併研究会において、本市の現状を踏まえた中・長期財政推計、また、人口などの将来推計による課題を精査し、現状分析と将来予測できるデータなどを、市民に情報提供し、その上で、アンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

市町村合併は目的ではなく、あくまでも手段であり、大切なことはこの手段を使って、いかに地域を活性化していくのか、また、何を生み出していくかであり、市民と共に本市の将来像を巡る論議を、深めてまいりたいと考えております。

松くい虫対策のしくみ

問 松くい虫による被害が全市に広がっています。ほとんど松の木が赤く枯れています。当初は原因の究明と対策が叫ばれていましたが、数年前からはすでに手遅れであることが誰の眼にも

明らかになっています。こうしたなかで市は今年度、樹種の転換を



被害の及ぼす影響、山林地主の数と就業状況などの基本調査などが必要だと思いますかがでしょうか。現時点で分かっているものがあれば報告を求めます。また、必要な調査と対策を進める計画があるかどうかを問うものです。

答 本市の森林面積は一万三千六百十二ヘクタールで、市の面積の約八四・三％となっております。この内、松林の面積は県有林と民有林を含め三千七百七十七ヘクタールであり、山林面積の約二七・三％となっております。松林の面積の割合は他の樹木と比べ高い状況にあります。

打ち出し、加えてこの議会で枯れた松の木の伐倒を提案しました。議会では松くい虫対策が何度も論議され、被害を受け枯れた松の木を放置する危険性が指摘されてきました。すなわち台風などによる倒木や斜面の崩落などの危険性が大きいと思われるからです。

こうしたなかでの伐採策は現実的な提案であり、さらに積極的な取り組みが求められていると思いますが、八百二十八万円が全額県の緊急地域雇用創出特別基金という補助金です。おそらく被害面積との関係では、この額はわずかなものだと思います。そこで、今回の予算化を契機にこの事業の本格的な推進をはかるのかどうか、当局の考え方を問うものです。

これまでの被害の広がりと対策

松くい虫の被害につきましては、昭和五十九年に確認されて以来、伐倒薬剤処理の方法で国及び県の補助を受けながら、昨年度までに二十九立法メートルを処理してまいりましたが、近年の気候の温暖化などにより被害が拡大し、これまでの防除方法では限界にきております。

こうした中、林業は木材価格の低迷や林業就業者の高齢化・担い手不足などの多くの問題を抱えておりますが、全国的に森林の持つ公益的機能が見直され、洪水や土砂崩れを防ぐ国土保全・水源涵養、保健休養、地球温暖化防止などのためにも、適切な森林の管理が求められておりますので、長期的展望に立って本年度から山林所有者の理解を求めながら森林組合と連携を図る中で、国・県の補助制度

を活用し、市独自の助成を上乘せして樹種転換による森林保全の推進を図ってまいります。

また、枯損木の倒木などで被害が心配されるため、昨年度より山梨県緊急地域雇用創出特別基金事業を受け、道路沿線を主に公共施設に関連した危険個所の除去を行ってきており、本年度も市民生活に支障を及ぼすことがないよう、引き続き同事業により危険個所の除去を行ってまいります。

次に山林の被害状況等についてであります。

被害面積につきましては、松林面積三千七百七十七ヘクタールの内、七七・二％を占める民有林二千八百六十九ヘクタールで比較的標高の高い地域においても点的な被害が生じております。

また、山林所有者数につきましては、平成十四年一月一日現在で個人所有者千九百三十八名、法人所有者七十四名であり、林業就業者数につきましては、平成十二年度国勢調査によりますと四十九名となっております。

学校の冷房とトイレの改修について

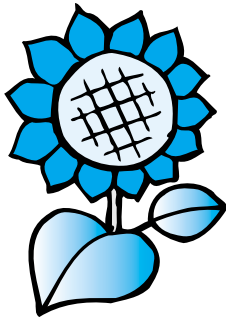
問 前回の議会で学校五日制にかかわって図書室とパソコンの整備、学童保育の拡充をとりあげました。その後も現場の意見をきくと、施設の老朽化や不備で

いろいろな要求があることが分かりました。

いつもいうことですが、行政や学校にとっては順次整備していくという計画や予算枠の問題がありますが、児童・生徒にとっては卒業すれば終わりです。在学中に解決されなければなにをいってもゼロです。自治体によっては教育現場の声は即時・無条件に実現するというところもあります。

さて、トイレの問題ですが、いま、公共施設や一般の民家では洋式トイレが普及しています。しかし、学校はほとんど和式で、新入学児童はとまどうようです。谷一小ではたった一つの洋式トイレの前に行列ができるといえます。生活習慣の変化で、トイレの改修が求められているのではないのでしょうか。

もう一つが冷房の問題です。願わくばエアコンを全教室に完備すべきかと思いますが、当面、扇風機の設置くらいは必要ではないでしょうか。



温暖化が進み、都留市の夏の気温も堪え難くなっています。大人が使う公共施設のほとんどにエアコンが完備されている時代に、学校を例外とする理由はありませぬ。

学校現場の要求はもちろんこの二つに止まりませぬし、そのほかの施設整備の計画もあるかと思いますが、この二つの要求は比較的差し迫ったものであります。ぜひ、計画に取り入れ実現するよう求めたいと思いますが、当局の見解をもとめます。

答 始めに、小・中学校のトイレの改修につきましては、男女とも洋式トイレのない学校が、

小学校では、谷村第二小学校、東桂小学校、旭小学校の三校と、中学校では、東桂中学校となっております。禾生第二小学校は女子トイレのみ各階に設置されており、

また、洋式トイレのない学校では、簡易洋式トイレを設置している現況にあります。

改修につきましては、使用状況など学校側と協議をする中で、対応してまいりたいと考えております。

次に、冷房につきましては、計画に沿って、まず保健室へのエアコンの設置を実施してまいります。が、本年度で全ての学校に設置を完了いたしましたので、今後は、コンピュータ室に設置をしてまいりたいと考えております。

また、現在扇風機を設置している学校は、旭小学校、都留文科大

学附属小学校、谷村第二小学校の一部の教室となっております。

この、扇風機の設置につきましては、学校備品となっておりますので、学校からの要望に沿って対応してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、学校の施設整備につきましては、児童・生徒の安全性にかかわる面を優先しながら、学校ごとに協議をいたしましたして、逐次計画的に整備を図り、児童・生徒が快適に学校生活をおくることと出来ると、努めてまいりたいと考えております。

田原土地区画整理事業について

問 先日、平成十四年度第一回の理事会が開催されその時

東京電力、N T Tから電気電話線の架設についてその説明がなされそれぞれの電柱の位置をしめす図面が渡されました。その席上理事の中から地下ケーブルに出来ないかとの質問が多発しました。

区画整理事業とはいえ、私は都市計画の一端として理解を示しており、将来都留市の中心的な位置を示し、大学と共に大いに発展していく地区として期待されている事業であります。私は地下埋設については、全く気がつかず今更ながら不明を恥じ入るばかりですが、市はこの事業のより一層の完成を

計るべく地下ケーブルにする考えがあるかどうかであります。厳しい財政下、また、土地所有者の負担増を考えると大変困難である。ましてや国、県の補助金が期待薄のため出来ないとの答弁が返ってくるような気がするが、この際、大いに検討する機会ではないかと思えます。

また、国道一三九号都留バイパスも着々と進捗していますがこれもまた地下埋設について考えをもっているか併せてお尋ねします。

また、私は毎回質問しておりますが、例えば里山については、楽山公園については、その他多くの質問についてこの様に実施してきました、或いは計画中とかのご返事が余り返って来ません。市にとってはつまらない質問とおもいでしょうか、それでも辞書を引ながら書いています。これは私だけでなく質問をしてきた議員にも、当然答えがあつても然るべきだがいかなるものでしょうか。

答 田原土地区画整理事業につきましては、組合員の自主的な努力や、関係者の皆様のご協力により計画通り順調に進行しており、平成十六年度には完了する見込みであります。

ご質問の電気・電話線類につきましては、自然や、都市景観を損なうことから近年大都市を中心に共同溝の設置が進められ、電気、電話線等、従来地上に露出して

た部分の地中化が行われており、整然とした街並みの形成が図られております。

山梨県内における電気・電話線類の地中化につきましては、県・東京電力・N T T・道路管理者で構成する山梨県電線地中化協議会で協議し、計画的に進めているところであり、実施にあたっては、この会議において「新電線類地中化計画」に基づく位置づけが必要であります。

田原土地区画整理事業地内につきましては、道路管理者として電気・電話線類の地中化を求めてまいりましたが、現在、東電・N T T両社において主要道路の横断については地中化する方向で検討をいただいているところであります。

また、この土地区画整理事業地全域を実施する場合には、通常の架空線による配線の場合との差額を事業者が負担することを求められております。

また、C A T Vにつきましては、「地中化は非常に困難であり、当該地区での加入に支障をきたす恐れがある」との回答を得ております。

田原土地区画整理事業地は、将来の都市整備のモデルともなる地区であり、地中化できれば景観を阻害することもなく、良好な都市環境が得られるものと考えておりますが、非常に大きな負担となることから、組合・市・東電・N T T・C A T V等関係者がこの莫大な費用負担の問題をよく検討し、

協議を重ねてまいることが必要であると考えております。

次に国道一三九号都留バイパスについてありますが、すでに上谷から宮原地区までの二・四キロメートルは開通し、現在は玉川から井倉への間二・五キロメートルの整備をおこなっている状況であります。この区間は山部部をトンネルや橋など多様な工法を用いながら整備する計画になっており、宅地化が進展する可能性が低いことから、「既存の電線を延長することに対応する」としております。

なお、将来、この先のバイパス周辺において地中化が必要な状況が生じたときは国土交通省や関係機関にも働きかけてまいります。

次に、過去の一般質問について、「その後どのように取り組んでいるのか」よくわからないとお尋ねであります。一般質問で指摘いただきました「改善すべき点」「努力すべき点」「検討すべき点」等につきましては、行財政経営や事務事業執行の指針として取り入れ、速やかに実現が図れますよう努力をいたしているところであります。



今後、政策や取り組みが、質問された議員各位を始め、一般市民にも十分周知されますよう努力をいたしてまいります。

職員の研修

について



市長の所信表明にある今回おきた職員の交通事故については、厳しい処置がなされ、本人はもとより周囲の嘆きを思うとき、職員一同及び公職にたずさわる私共にとっても大きな警鐘であり、自ら襟をたださるを禁じ得ません。

職員の綱紀粛正について何回か質問をして最近絶えてした事はありませんでした。電話の応対・受付での市民に接する応対等について苦情は聞いておりませんが、更に研修の実を挙げる様努力を願うものであります。

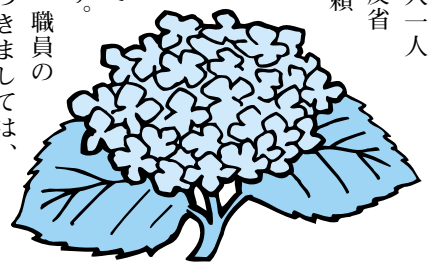


この度の職員の起こしましたた飲酒運転による交通事故につきましては、所信でも述べさせていただきましたが、市民の模範となるべき者として、あつてはならないことであり、行政による市民の信頼と期待を裏切る結果となつてしまい、誠に遺憾であります。

全職員に、全体の奉仕者であるということ改めて自覚した上で、市民の行政に対する信頼を回復するため、厳正な服務規律の確保に努め、職務に係る公務員倫理の確立と、なお一層の綱紀の粛正を徹底し、職員に対する市民の「信頼」こそが、行政を推進する上での基礎であり、また、最も重要である

ことを再認識し、職員一人一人が深く反省し、信頼

回復に全力を尽くすよう指示したところであります。



また、職員の研修につきましては、地方分権時代を向かえ、地域における総合的行政主体である地方自治体の果たすべき役割が今後ますます重要になる中で、地域の政策課題や住民ニーズに的確に対応した行政を進めていくため、職員の持つ多様な潜在能力を引き出し、その資質、能力の向上を図り、法制執務や財務管理・行政経営また政策形成能力を身に付けさせるため、様々な研修を行うところとあります。

また、職員の倫理及び接遇等の研修につきましては、常に研修の基礎課題と位置づけており、平成十年十二月に職員の資質の向上と市民との温かい信頼関係の構築を目指して、作成した「シャイン・アップマニュアル」により、引き続き職員の意識改革を図り、市民の皆様との信頼関係を再構築できますよう努めてまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

市町村合併 議員研究会

市町村合併議員研究会は、七月四日・五日の両日、新潟県加茂市、長野県更埴市において、市町村合併についての研修会を行いました。

加茂市では、小池市長自ら講師となり、合併反対について話され、更埴市においては、合併推進について担当者から研修をうけました。ともに身近な問題とあつてメリット、デメリットについて、お互いに議論を交わし充実した研修でありました。

今後は、研修結果を参考に議会としても、研修等を重ね合併の是非について市民の意見を十分拝聴しながら検討して行かなければならないと思ひます。

会長 小倉康生



意見書案を可決

議員提出意見書案を原案のとおり可決し、政府等関係機関に送付しました。

夫婦別姓制導入反対に関する意見書

この度、法務省の諮問機関である法制審議会民法部会の「民法改正案要綱」の答申を機に、わが国の家族制度や結婚観に大きな影響を与えかねない「夫婦別姓」制の導入を推進する動きが、いよいよ本格的に進められようとしていることは、ご承知の通りである。

いま、かかる「夫婦別姓」制の導入を許せば、日本のよき伝統である家庭制度を崩壊させることになるばかりか、先祖を大切にするという家族の縦の連帯や、地域の一体感、ひいては日本人の倫理観、道徳観まで崩壊させることにもなりかねず、日本の将来に重大な禍根を残すことは必死である。よって、国民の中に広くコンセンサスが出来上がっているとは認められない今日、日本の将来に重大な禍根を残しかねない「夫婦別姓」制を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年六月二十一日

都留市議会議長 安田久男

提出先 内閣総理大臣・法務大臣

NPO優遇税制の拡充を求める意見書

国民の価値観が多様化するなかで、住民のニーズも多様化、かつ増大し、行政のみでは対応することが極めて困難な状況である。

こうした状況のなかで、平成十年にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、本年四月十九日現在で、六千団体を超えるNPO法人が誕生しました。

また、平成十三年十月より待望のNPO優遇税制がスタートしています。

しかし、NPO法人に個人や企業が寄附を行う場合、その一定額を所得控除や損金算入の対象とすることができず、寄附金控除制度を利用できる「認定NPO法人」となるための認定要件が厳しく、これまで認定されたのはわずか五法人である。今後、より一層NPOを育成・支援し、活動しやすい環境整備を図るため、次の事項を強く要望する。

- 一、優遇税制認定要件の緩和
- 二、寄附金に関する単年度主義の改善
- 三、みなし寄附金制度の実現
- 四、活動地域の緩和について

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年六月二十一日

都留市議会議長 安田久男

提出先

内閣総理大臣・財務大臣・内閣官房長官

学校事務職員・学校栄養職員給与を国庫負担の対象外とする措置反対に関する意見書

国は義務教育諸学校に勤務する学校事務職員・学校栄養職員の給与を各県が全額負担すべきという義務教育費国庫負担制度の見直しを検討しようとしていることが伝えられている。これは、一〇四国会での海部文部大臣の「事務職員・栄養職員は、学校の基幹的な職員であり、学校運営のために国庫負担制度の中に、きちんと残すことが大切と考えて、これからもやっていきたい。」という、答弁を踏みにじるものであり、しかも全額県負担といっても、そのしわよせは地方公共団体（市町村）に財政負担を転嫁するものに他ならない。

学校運営を支えている学校事務職員・学校栄養職員の給与を国庫負担の対象外とする負担転嫁は、義務教育制度の根幹にふれるものである。さらにその方向は、地方と国との間の相互信頼関係を根底から覆す重大な方向でもある。

よって、義務教育費国庫負担制度の現行水準を維持し、教育の機会均等が引き続き確保されるよう学校事務職員及び学校栄養職員給与を国庫負担の対象外とする措置に対し、断固反対するものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年六月二十一日

都留市議会議長 安田久男

提出先

文部科学大臣・財務大臣・総務大臣

会派構成

七月一日現在の会派構成議員は次のとおりです。

○伸政会

代表 米山 博光 議員
谷内 久治 議員
中込 栄重 議員

○伸栄会

代表 郷田 至 議員
近藤 明忠 議員
小俣 武 議員
小俣 義之 議員
藤江 厚夫 議員

○ビジョン21

代表 国田 正己 議員
武藤 朝雄 議員
熊坂栄太郎 議員

○公明党

山本日出夫 議員

○日本共産党

小林 義孝 議員

◎無会派

志村 弘 議員
赤沢 康治 議員
上杉 実 議員
谷内 秀春 議員
加藤 昇 議員
安田 久男 議員
小倉 康生 議員
小林 司 議員
奥秋くに子 議員

請願の審査結果

▼平成十四年請願第三号（採択）

夫婦別姓制導入反対に関する意見書の提出を求める請願
請願者
山梨県都留市つる一1517
地域の伝統と文化を守る会

代表 福王啓一

▼平成十四年請願第四号（採択）

NPO優遇税制の拡充を求める意見書の提出を求める請願

請願者

山梨県都留市四日市場105411

水野 廣

▼平成十四年請願第五号（採択）

学校事務職員及び学校栄養職員等、現行の義務教育費国庫負担対象職員の範囲を堅持し、教育の機会均等水準維持向上のための請願

請願者

山梨県南都留郡忍野村忍草一五一六
南都留地区PTA連絡協議会

会長 樋川光 司ほか

請願や陳情は、
早めに準備を



請願書や陳情書を提出する際は次のことにご注意ください。

○ 請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は、不要です。

○ 請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。（連署名も同じ）

○ 内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で見ますので、なるべく別々に分けてお出しく下さい。

○ 提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会（三月、六月、九月及び十二月）招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。



議案議決結果

市長提出

6月定例会

承第 2号	専決処分の承認を求める件（都留市税条例中改正の件）	6月 7日	承認
承第 3号	専決処分の承認を求める件 （平成13年度山梨県都留市一般会計補正予算「第8号」）	6月 7日	承認
承第 4号	専決処分の承認を求める件 （平成13年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算「第3号」）	6月 7日	承認
承第 5号	専決処分の承認を求める件 （平成13年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」）	6月 7日	承認
承第 6号	専決処分の承認を求める件 （平成13年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算「第3号」）	6月 7日	承認
承第 7号	専決処分の承認を求める件 （平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算「第1号」）	6月 7日	承認
議第 46号	都留市ふるさと会館条例中改正の件	6月21日	可決
議第 47号	都留市情報公開条例中改正の件	6月21日	可決
議第 48号	都留市個人情報保護条例中改正の件	6月21日	可決
議第 49号	都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件	6月21日	可決
議第 50号	都留市国民健康保険税条例中改正の件	6月21日	可決
議第 51号	都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件	6月21日	可決
議第 52号	都留市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件	6月21日	可決
議第 53号	山梨県東部広域連合規約中変更の件	6月21日	可決
議第 54号	平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算（第2号）	6月21日	可決
議第 55号	都留市長等の給与条例中改正の件	6月21日	可決
議第 56号	契約締結の件（都留文科大学新図書館新築工事）	6月21日	可決
議第 57号	監査委員の選任について同意を求める件	6月21日	同意
議第 58号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	6月21日	同意
議第 59号	平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算（第3号）	6月21日	可決
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	6月21日	同意

議員提出

議員提出議案第1号	都留市議会議員定数条例制定の件	6月21日	可決
議員提出議案第2号	都留市議会会議規則中改正の件	6月21日	可決
議員提出意見書案第3号	夫婦別姓制導入反対に関する意見書		
議員提出意見書案第4号	NPO優遇税制の拡充を求める意見書	6月21日	可決
議員提出意見書案第5号	学校事務職員・学校栄養職員給与を国庫負担の対象外とする 措置反対に関する意見書	6月21日	可決

人事案件

議員から選出する

監査委員に

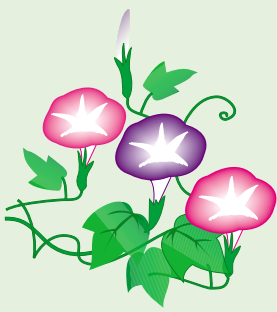
小俣 義之氏



六月二十一日の本会議で、議員のうちから選出する監査委員に小俣氏が満場一致で同意されました。

○都留市法能九七〇番地二
小俣 義之

昭和十九年八月二十四日生



固定資産評価員に

三枝 理悌氏

六月二十一日の本会議で、固定資産評価員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で三枝氏が同意されました。

○都留市中央一―二一八

三枝 理悌

昭和十七年八月十八日生

人権擁護委員に

園田 雅夫氏

六月二十一日の本会議で、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める議案が上程され、満場一致で園田氏が同意されました。

○都留市大幡三三三三番地

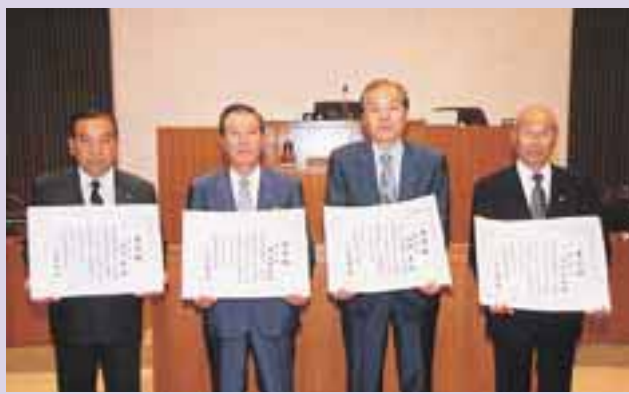
園田 雅夫

昭和十二年三月三十日生

永年勤続議員の表彰

このたび、全国・関東・山梨県の各市議会議長会会長から、永年にわたり市政発展に尽くされた功績により十五年勤続議員として、つぎの議員に表彰状と記念品が送られました。

谷内 秀春議員
郷田 至議員
米山 博光議員
加藤 昇議員



議会日誌

4月

8日(月)○都留文科大入学式

10日(水)○山梨県市議会議長会正副会長事務局長会議

(都留市)

19日(金)○第225回山梨県市議会議長会定期総会(都留市)

23日(火)○市町村議会議長会議(甲府市)

24日(水)○関東市議会議長会理事會(群馬県)

25日(木)○関東市議会議長会定期総会(群馬県)

29日(月)○都留市制48周年記念式典(文化ホール)

27日(月)○全国市議会議長会第146回理事会(東京都)

28日(火)○全国市議会議長会第78回定期総会(東京都)

29日(水)○市議会議員共済会第83回代議員會(東京都)

25日(土)○第9回都留市ふれあい全国俳句大會(都留市)

27日(月)○全国市議会議長会第146回理事会(東京都)

28日(火)○全国市議会議長会第78回定期総会(東京都)

29日(水)○市議会議員共済会第83回代議員會(東京都)

25日(土)○第9回都留市ふれあい全国俳句大會(都留市)

27日(月)○全国市議会議長会第146回理事会(東京都)

28日(火)○全国市議会議長会第78回定期総会(東京都)

29日(水)○市議会議員共済会第83回代議員會(東京都)

25日(土)○第9回都留市ふれあい全国俳句大會(都留市)

27日(月)○全国市議会議長会第146回理事会(東京都)

28日(火)○全国市議会議長会第78回定期総会(東京都)

29日(水)○市議会議員共済会第83回代議員會(東京都)

25日(土)○第9回都留市ふれあい全国俳句大會(都留市)

27日(月)○全国市議会議長会第146回理事会(東京都)

28日(火)○全国市議会議長会第78回定期総会(東京都)

29日(水)○市議会議員共済会第83回代議員會(東京都)

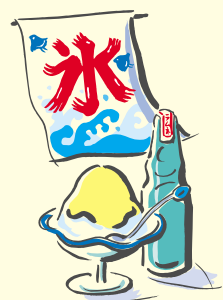
25日(土)○第9回都留市ふれあい全国俳句大會(都留市)

27日(月)○全国市議会議長会第146回理事会(東京都)

28日(火)○全国市議会議長会第78回定期総会(東京都)

29日(水)○市議会議員共済会第83回代議員會(東京都)

25日(土)○第9回都留市ふれあい全国俳句大會(都留市)



6月

4日(火)○議会運営委員会

7日(金)○六月定例会(開会)

13日(木)○六月定例会

(一般質問)

17日(月)○総務常任委員会

○社会常任委員会

18日(火)○経済建設常任委員会

21日(金)○六月定例会(閉会)

